

5

秘  
秘

決  
定  
後  
の  
案  
内  
に  
依  
り

昭和十七年十二月四日

總務局長 迫水久常

臨時生産増強委員會設置要綱ニ關スル件  
首題ノ件ニ關シ内閣書記官長ヨリ別紙ノ通函様有之候ニ付、知相  
成度依命此段及通牒候也

内閣閣甲第四六八號

昭和十七年十一月二十七日

内閣書記官長 星野直樹

大藏大臣 賀屋興宣 殿

臨時生産増強委員會設置要綱ニ關スル件別紙ノ通閣議決定相成候條  
命ニ依リ通牒ニ及ビ候

臨時生産増強委員會設置要綱 昭。一七一一二七閣議決定

一 方針

帝國行政制度ニ根本的改正ヲ行フコトナケルニテ現制度ノ運用ニ依  
リ特定重要物資ノ緊急増産ノ神速實現ヲ期スル爲内閣ニ委員會ヲ設  
置ス

二 要領

(1) 名稱

臨時生産増強委員會

(2) 目的

差當リ鐵、アルミニウム、石炭、船舶及飛行機ノ緊急増産ノ神速  
實現ヲ期スル爲必要ナル等案ヲ爲シ之ガ實現ノ促進ヲ圖ルコト

(3) 處理事項

(イ) 鐵、アルミニウム、石炭、船舶及飛行機ノ生産事業中ノ特定企業ニ付其ノ生産ニ必要ナル勞務、資材、資金、技術、生活必需物資、輸送力等ノ確保ニ關スル各廳事務ノ調整統一ニ關スルコト

(ロ) 前記特定企業ニ付其ノ生産ニ必要ナル勞務、資材、資金、技術、生活必需物資、輸送力等ノ確保ニ關スル資料ノ徵收並ニ之等ニ關スル各廳事務及企業ノ考査、促進ニ關スルコト

(4) 構成

(イ) 本委員會ハ内閣總理大臣ノ官邸ニ屬セシムルコト

(ロ) 委員長ハ企畫院總裁ヲ以テ之ニ充ツルコト

(イ) 委員ハ關係廳部局長級ヲ以テ之ニ充テ要スレバ常任委員制ヲ設クルコト

(ニ) 關係課長級ヲ以テ幹事ニ充ツルコトヲ得ルコト

(ホ) 庶務ハ企畫院ニ於テ之ヲ掌ルコト

(5) 運用

(イ) 本委員會ニ於テ策案セル重要事項ハ速ニ閣議ノ決定ヲ經、之ヲ實行ニ移スコト

其ノ他本委員會ニ於テ決定セラレタル事項ハ關係廳ニ於テ遲滯ナク之ガ實行ヲ圖ルコト

(ロ) 本委員會ハ明瞭便宜ヲ主觀トシ且實踐本位ヲ旨トスルコト